

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

古平町長

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等を郵送する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)

2. 特定個人情報ファイル名

宛名情報ファイル
予防接種情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第1項 別表第14項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表25項、表27項、表28項、表29項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第27条、第28条、第155条、第156条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課電算システム係 〒046-0192 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 TEL 0135-48-9835
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課電算システム係 〒046-0192 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 TEL 0135-48-9835
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人でのダブルチェックを行い、リスク対策を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権を必要に応じて付与・解除している。 ・事務取扱者への研修、セキュリティ研修を毎年実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月15日	所属長	保健福祉課長 佐藤 昌紀	保健福祉課長 和泉 康子	事後	
平成30年8月29日	部署修正	保健福祉課 健康推進係	保健福祉課保健医療係	事後	
令和1年6月24日	新様式対応			事後	
令和2年12月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年5月15日	再評価			事後	
令和3年6月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 【別表第二における情報照会の根拠】 番号法 別表第二 17、18の項 並びに予防接種法施行規則	【別表第二における情報提供の根拠】 番号法 別表第二 16の2、16の3の項 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 12の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 番号法 別表第二 17、18の項 並びに予防接種法施行規則	事後	
令和3年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①担当部署	保健福祉課 保険医療係	保健福祉課 健康推進係	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理、予防接種の実費の徴収を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握	・予防接種法の規定に則り、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等を郵送する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交	事前	・令和6年度 新様式に変更 ・R7.6標準レイアウト改版対応 および情報システム標準化対応により、評価の再実施 ・新型インフルエンザ等対策 特別措置法による予防接種の 実施に関する事務の基礎項 目評価書に記載していた、新 型コロナウイルス感染症対策 に係る予防接種事務を転載
令和7年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)健康情報システム (2)団体内統合宛名サーバー (3)中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	同上
令和7年2月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10項 並びに予防接種法	番号法 第9条第1項 別表第14項 並びに、番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第 10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録シ ステムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	同上
令和7年2月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 番号法 別表第二 16の2、16の3の項 番号法 別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 12の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 番号法 別表第二 17、18の項 並びに予防接種法施行規則	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の 提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第 九号) 第2条 表25項、表27項、表28項、表29項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の 提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第 九号) 第27条、第28条、第155条、第156条	事前	同上
令和7年10月3日	新様式対応、標準化・共通化・ ガバメントクラウド対応				